二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○特許庁告示第八号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十七条の規定に基づき、登録情報処理機関として登録した財団法人工業所有権電子情報化センターから、名称を変更する届出があったため、同法第三十四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十三日

特許庁長官　岩井　良行

変更する登録情報処理機関の新旧名称

新名称	旧名称
一般財団法人工業所有権電子情報化センター	財団法人工業所有権電子情報化センター

○国土交通省告示第三百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

別表一の項中、指定確認検査機関の名称欄を「財団法人日本建築センター」から「一般財団法人日本建築センター」へ改め、別表五の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄の「ヨ　松本支店　長野県松本市中央一丁目十七番十六号
タ　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町四番三十号
レ　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号
ソ　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
ツ　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜三丁目六番地十三号
ネ　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号
ナ　岡山支店　岡山県岡山市北区野田三丁目一番一号
ラ　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号
ム　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号
ウ　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番二十一号
キ　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
ノ　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
オ　長崎支店　長崎県長崎市万才町三番地五
ク　熊本支店　熊本県熊本市水道町三番二十二号
ヤ　大分支店　大分県大分市金池町二丁目一番十六号
「ヨ　長野支店　長野県長野市西後町千五百九十七番地一　」
タ　松本支店　長野県松本市中央一丁目十七番十六号
レ　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町四番三十号
ソ　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号
ツ　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
ネ　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜三丁目六番地十三号
ナ　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号
ラ　岡山支店　岡山県岡山市北区野田三丁目一番一号
ム　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号
ウ　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号
キ　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番二十一号
ノ　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
オ　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
ク　長崎支店　長崎県長崎市万才町三番地五
ヤ　熊本支店　熊本県熊本市水道町三番二十二号
「ヨ　大分支店　大分県大分市金池町二丁目一番十六号　」
タ　長野支店　長野県長野市西後町千五百九十七番地一
レ　松本支店　長野県松本市中央一丁目十七番十六号
ソ　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町四番三十号
ツ　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十五番九号
ネ　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町五百三十五番地
ナ　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜三丁目六番地十三号
ラ　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号
ム　岡山支店　岡山県岡山市北区野田三丁目一番一号
ウ　広島支店　広島県広島市中区八丁堀十四番四号
キ　高松支店　香川県高松市番町二丁目十七番十五号
ノ　松山支店　愛媛県松山市三番町七丁目一番二十一号
オ　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号
ク　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号
ヤ　長崎支店　長崎県長崎市万才町三番地五
マ　熊本支店　熊本県熊本市水道町三番二十二号
ヤ　大分支店　大分県大分市金池町二丁目一番十六号
「ハ　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町二〇六
ヘ　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号
ト　岡山事務所　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号　を
チ　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号　」
「ハ　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町二百六
ヘ　三重事務所　三重県津市栄町三丁目百四十一番一号
ト　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号　へ改め、
チ　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号
リ　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号　」

別表七の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄の「ハ　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町二〇六
ヘ　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号
ト　岡山事務所　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号　を
チ　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号　」
「ハ　京都支店　京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町二百六
ヘ　三重事務所　三重県津市栄町三丁目百四十一番一号
ト　奈良事務所　奈良県奈良市二条大路南一丁目二番十一号　へ改め、
チ　岡山支店　岡山県岡山市北区下石井二丁目一番十八号
リ　福岡事務所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目三番二十三号　」

別表十四の項中、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄の「ハ　西関東地区出張所　東京都町田市原町田二　目六番十三号」を「ハ　西関東地区出張所　東京都町田市原町田四丁目一番十一号」へ改める。

○国土交通省告示第三百八十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1125	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「飯田橋駅西口地区第一種市街地再開発事業住宅棟」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	飯田橋駅西口地区市街地再開発組合	東京都千代田区富士見二丁目10番26号	平成23年3月31日
1127	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業施設建築物（A棟）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	小杉町3丁目中央地区市街地再開発組合	神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目269番	平成23年3月31日